

# 熊本地震に伴う被災者への神崎市営住宅 目的外使用取扱要領

## 第1条 趣旨

この要領は、「平成28年(2016年)熊本地震に伴う公営住宅等への入居の取扱いについて(平成28年4月18日国住備第5号各都道府県・政令市公営住宅担当部長あて国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知)」に基づき、熊本地震に伴う被災者(以下「被災者」という。)の居住の安定を図り、その自立を支援する観点から、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項に基づく目的外使用許可により住宅を使用させることについて必要な事項を定める。

## 第2条 許可要件

目的外使用許可が認められる被災者は、震災により居住していた住宅が損傷、または、滅失したことにより、緊急に居住の安定を図る必要のある者とする。

なお、住宅が損傷、または、滅失していない場合でも、避難命令等により住宅が使用できない状態にある場合には、損傷、または、滅失したものとみなす。

## 第3条 対象住宅

被災者への目的外使用許可対象となる市営住宅は、入居が可能な住宅の中から被災者の世帯数等の状況に合わせて選ぶものとする。

## 第4条 目的外使用許可の期間

目的外使用許可の期間は、6ヵ月間とする。ただし、被災者の住宅に困窮する実情や収入の状況等を勘案の上、当初入居日から1年以内を限度とし、使用を再度許可できる。

また、公営住宅法第23条の入居要件を満たす者については、目的外使用許可の期間中に災害による特定入居できるものとする。

## 第5条 使用料等

- (1) 使用料については必要としない。
- (2) 敷金については徴収しない。
- (3) 保証人については必要としない。

## 第6条 修繕費用の負担

住宅を明け渡す際、予め承諾を経て住宅を模様替えした場合の原状復旧、その他、使用者の過失による損害等により修繕の必要が生じたときは、使用者はその費用を負担するものとする。

## 第7条 申請の手続き

使用の申請をする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 神崎市営住宅一時使用許可申請書(別記様式第1号)と誓約書(別記様式 2 号)
- (2) 市町村が発行する当該震災に係る罹災証明書等の被災者である事実を確認できるもの。

ただし、申請の時点で、罹災証明書の発行が間に合わない場合については、この限りではなく、発行されしだい提出するものとする。

- 2 使用延長を申請する者は、神崎市営住宅一時使用期間延長申請書(別記様式第1号の2)と誓約書(別記様式 2 号)を提出しなければならない。
- 3 使用を許可したときは、市営住宅使用許可書(別記様式第3号)を交付するものとする。

## 第8条 条例等の遵守義務

神崎市営住宅管理条例(平成18年神崎市条例第135号)(以下「条例」という。)第12条、第13条、及び第21条から第28条、第37条、第38条、第41条、第42条、及び第58条、第60条、第61条の規定については、これを準用する。

神崎市営住宅条例施行規則(平成18年神崎市規則第122号)第7条から第9条、第11条から第13条については、これを準用する。

## 第9条 その他

この要領に定めるもののほか、市営住宅の使用の許可に関して必要な事項は、別に定める。

## 第11条 期間満了の予告

期間満了の1ヶ月前までに、別記様式第4号により期間満了の予告通知を行う。

## 第12条 期間満了後の措置

第4条に定める期間満了後に市営住宅を明渡さない場合、市長は、期間満了の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

### 第13条 訴訟の提起

明渡期限到来後、なお住宅を明渡さない明渡請求対象者については、被災者の住宅に困窮する実情や収入の状況等を勘案の上遅滞なく訴訟を提起する。なお、勝訴判決が確定した場合は、速やかに強制執行を申し立てる。

#### 附 則

この要領は、平成28年4月20日から施行する。